平成２５年（フ）第２３３号
茨城県古河市東本町１丁目３番26号　瀬島マンション402号
債務者　サカモト部品こと　坂本　　威
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第８１５号
千葉市稲毛区萩台町18番地２　萩コーポ209号
債務者　渡辺　真弥
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８３１号
千葉県八千代市八千代台東５丁目24番12号　ホワイトコーポ103号
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５２号
千葉市緑区古市場町474番地88
債務者　高杉　美保（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９７号
千葉市花見川区千種町191番地５　グリーンハイツⅡ102号
債務者　細谷　壽夫
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０３号
新潟市西蒲区升岡849番地
債務者　眞嶋　由彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５６号
新潟県五泉市菅出2289番地
債務者　五十嵐光昭
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８７号
新潟市江南区城所１丁目７番19号、前住所愛知県名古屋市中区富士見町10番24号　ワシノビル506号
債務者　齋藤　満子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
石川県能美市中町レ31番地23、従前の住所石川県能美市福岡町ハ64番地７
債務者　河合　伸治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７７号
石川県加賀市別所町富士見ケ丘12の６番地２、従前の住所石川県加賀市山代温泉ヌの51番地の４
債務者　笠原　　映
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４２号
山梨県都留市小野1310番地　市営権現原団地２―203
債務者　松本　幹郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
長野県上田市塩川845番地１
債務者　吉池　房子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４０号
長野県上田市古里157番地３　ロイヤルガーデンＡ―102号
債務者　柳原　マリ
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３３１号
岐阜市上加納山4716番地35の１　上加納荘124号室
債務者　中野　和美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
三重県津市河芸町千里ヶ丘４番地５
債務者　江藤　哲夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９９号
三重県津市河芸町千里ヶ丘４番地５
債務者　江藤かおり
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０２号
三重県鈴鹿市野辺２丁目16番６号
債務者　酒井　将悟
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
津地方裁判所破産係